身体障害者福祉法第15条第１項の指定医師

１　指定医師

　身体障害者福祉法第15条第１項の指定医師は、身体に障害のある者を診察し、診断し、身体障害者診断書を作成する医師です。

　医師の指定は、15条指定医の業務が専門性を有することから、医師の所属する医療機関の所在地により、都道府県知事（政令市市長、中核市市長）が社会福祉審議会の意見を徴し、行うこととなっています。

　したがって、富山県内（富山市を除く）の医療機関に所属する医師の指定は富山県知事が行いますが、富山市内の医療機関に所属する医師の指定は、富山市長が行います。

　指定年月日は、富山県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会（偶数月）で承認を受けた月の翌月初日となります。

* 指定基準　（富山県内規）

医療機関において診療に従事し、かつ、その診断に関する相当の学識経験を有する医師で、担当する診療科における経験年数が眼科及び耳鼻咽喉科については５年以上、その他の診療科については６年以上のもの。

なお、肝臓機能障害の指定要件については、下記のとおりです。

・肝疾患専門医療機関に所属する肝臓専門医師

・抗ウイルス療法が実施できる医療機関に属する肝臓学会専門医又は消化器学会

専門医

・肝疾患専門医療機関に所属する小児科医、小児外科医（医籍登録後臨床経験６年

以上）

２　指定医師の申請

　指定を希望する医師は、申請書を記載のうえ、同意書、経歴書及び医師免許状の写しを添付し、富山県障害者相談センターへ提出してください。

　なお、中核市である富山市で既に指定されていた医師が、富山市を除く富山県内医療機関に異動して申請する場合も同様の手続きが必要です。

３　医師の指定

　医師の担当する障害は、その者が主として標ぼうし、かつ、それに関して相当の学識経験を有する診療科に関係ある障害としています。

　各障害に関係する診療科名は、原則として下記のとおりとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 障害の区分 | 左に関係のある診療科名 |
| 視覚障害 | 眼科 |
| 聴覚障害 | 耳鼻いんこう科 |
| 平衡機能障害 | 耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科 |
| 音声、言語機能障害 | 耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、  脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科 |
| そしゃく機能障害 | 耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科 |
| 肢体不自由 | 整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、  形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科 |
| 心臓機能障害 | 内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科 |
| 障害の区分 | 左に関係のある診療科名 |
| じん臓機能障害 | 内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科 |
| 呼吸器機能障害 | 内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科 |
| ぼうこう又は直腸機能障害 | 泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科（婦人科） |
| 小腸機能障害 | 内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる  免疫機能障害※ | 内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科  ※免疫については、エイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい |
| 肝臓機能障害 | 内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科 |

４　指定医師の届出について

　県では、指定医師の所在を明確にしておくため、下記の事由が生じた場合、県知事に届け出ることとしており、その様式は次のとおりです。

（１）身体障害者福祉法指定医異動事項の届出について（別紙４）

ア　指定医師の勤務先が変更となった場合〔富山市への異動は（別紙３）の辞退届を

提出〕

イ　指定医師が新規に開業した場合　〔　　　　　　　　　〃　　　　　　　　　〕

ウ　指定医師の属する医療機関の名称及び所在地が変更となった場合

エ　指定医の氏名が変更となった場合

（２）身体障害者福祉法指定医辞退届（別紙３）

ア　指定医師が指定を辞退する場合

イ　指定医師が県外又は富山市内に転出する場合

　　　医師の指定については、都道府県、政令指定都市、中核市単位で行うこととなっているので、辞退届を提出のうえ、転出先の長あてに新たに申請する必要があります。

【身体障害者福祉法第15条関係の申請に必要な書類】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | | 様式 |
| 申請 | 身体障害者福祉法第15条第１項に規定する医師の指定について | 別紙１ |
| 同意書（15条指定医師同意書） | 様式第２号 |
| 経歴書（15条指定医師履歴書）　　※医師免許証添付 | 別紙２ |
| 届出 | 身体障害者福祉法第15条第１項に規定する医師の指定の辞退について（辞退届） | 別紙３ |
| 身体障害者福祉法第15条第１項に規定する医師の勤務する医療機関の住所・名称の変更について（異動届） | 別紙４ |

５　提出先（医療機関の所在地が富山市以外のもの）

　　富山県障害者相談センター

〒931-8443　富山市下飯野36番地（TEL：076-438-5560）